

産業廃棄物処分業許可証

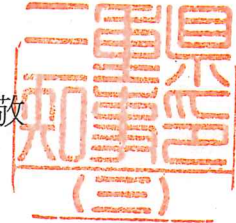
住 所 三重県四日市市中野町字東岡 2063 番地 1

氏 名 河本産業株式会社

代表取締役 河本 正福

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 6 項の許可を受けた者であることを証する。

三重県知事 鈴木 英 敬



許可の年月日 令和 2 年 2 月 8 日

許可の有効年月日 令和 7 年 2 月 7 日

1. 事業の範囲

【中間処理】

破 砕：廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、
金属くず、ガラスくず等（石綿含有産業廃棄物を除く。）、
がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。） 以上 7 種類

圧縮固化：廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、
ゴムくず

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。） 以上 5 種類

圧 縮：廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、
ゴムくず、金属くず、ガラスくず等（石綿含有産業廃棄物を除く。）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。） 以上 7 種類

※ ガラスくず等とは、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」をいう。

2. 事業の用に供するすべての施設

裏面のとおり

3. 許可の条件

移動式施設による破碎処理は、排出現場内に限る。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 12 年 2 月 8 日 新規許可 平成 22 年 4 月 7 日 変更許可

平成 17 年 2 月 8 日 更新許可 平成 27 年 2 月 8 日 更新許可

平成 22 年 2 月 8 日 更新許可

5. 規則第 10 条の 4 第 5 項の規定による許可証の提出の有無 有

複写厳禁

(裏面)

施設の種類	設置場所	設置年月日	処理能力	許可年月日	許可番号
破碎施設	四日市市中野町 字東岡 2063-1	H18.5.15	廃プラスチック類:3.18t/日(8h) 紙くず:2.90t/日(8h) 木くず:4.66t/日(8h) 繊維くず:1.16t/日(8h) ガラスくず等:10.28t/日(8h) 金属くず:6.83t/日(8h)	—	—
破碎施設	移動式:FC一体型 (保管場所: 四日市市中野町 西岡 2116)	H11.10.1	廃プラスチック類:1.04t/日(8h) 紙くず:0.80t/日(8h) 木くず:0.96t/日(8h) 繊維くず:1.20t/日(8h) ガラスくず等:3.20t/日(8h) 金属くず:2.08t/日(8h)	—	—
破碎施設	四日市市中野町 字東岡 2063-1	H22.2.17	ガラスくず等:2.93t/日(8h) がれき類:4.07t/日(8h)	—	—
圧縮固化施設	四日市市中野町 字東岡 2063-1	H22.2.17	1.12t/日(8h)	—	—
圧縮施設	四日市市中野町 字東岡 2061-1	H22.2.17	廃プラスチック類:304t/日(8h) 紙くず:268t/日(8h) 木くず:476.8t/日(8h) 繊維くず:109.6t/日(8h) ゴムくず:451.2t/日(8h) ガラスくず等:14.4t/日(8h) 金属くず:924.8t/日(8h)	—	—